

住宅・建築物耐震改修事業(防災・安全交付金等の基幹事業)

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

住宅

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

個別支援

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・マンション	国と地方で1/3
・その他	国と地方で23%

■ その他

・耐震改修の補助限度額(国+地方)：

✓ 戸建住宅：83.8万円/戸

(多雪区域の場合：100.4万円/戸)

✓ マンション：補助対象単価(50,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率

※倒壊の危険性が高いマンション：55,200円/㎡

・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費(密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む)を合算した額

(建替えは改修工事費用相当額に対して助成)

■ 交付額(ただし、補助対象工事費の8割を限度)

耐震改修の種類別	交付額 (国と地方で定額)
・密集市街地等(防火改修含む)	150万円
・多雪区域	120万円
・その他	100万円

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

建築物

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

○多数の者が利用する建築物

- ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
- ・3階建て&1,000㎡(幼稚園、保育所にあつては500㎡)以上等

○緊急輸送道路沿いの建築物、避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道、避難所等	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

■ その他

・耐震改修の補助限度額(国+地方)：

✓ 建築物：補助対象単価(51,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率

※倒壊の危険性が高い建築物：56,300円/㎡

・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

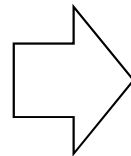
耐震対策緊急促進事業（令和4年度末までの時限の補助金） 令和2年度当初予算案：国費115億円

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物(ホテル・旅館、デパート等)等に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------

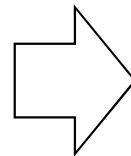


耐震診断義務付け建築物の場合

耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 11.5%	地方 11.5%	事業者 77%
-------------------	-------------	------------



耐震診断義務付け建築物の場合

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率1/3の補助を行う。

国 補助金 1/3	事業者 2/3
-----------------	------------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

※ 地方公共団体が国と同額の負担による1/2の支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率11.5%の補助を行う。

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/3に拡充する。

国 1/3	補助金	地方 11.5%~1/3	事業者 55.2%~1/3
----------	-----	-----------------	------------------

(1/3=交付金11.5%+補助金21.8%)

※ 都道府県が改正耐震改修促進法に基づき避難所等に位置づけられれば(要安全確認計画記載建築物)、国費による実質補助率を2/5に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)

令和4年度内に設計着手したもので対象

耐震対策緊急促進事業（令和4年度末までの時限の補助金）

令和2年度当初予算案：国費115億円

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の避難路沿道建築物、避難所等の防災拠点に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

耐震診断、補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を 1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

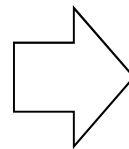
(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

- ※ 避難路沿道建築物については、補償規定により全額公費負担とする。
- ※ 避難所等の防災拠点については、地方公共団体が国と同額の負担による支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



耐震診断義務付け
建築物の場合

- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を 2/5に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)

令和4年度内に設計着手したものまで対象

税 制

対象	主な要件等
改 修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 得 税： 令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税額から控除 ・固 定 資 産 税： 令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1／2に減額 （特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1／2に減額） <p>□建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固 定 資 産 税： 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1／2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度） <p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 得 税： 10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

融 資 制 度

対象	主な要件等
個人向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融 資 限 度 額： 1,500万円（住宅部分の工事費が上限） ・金 利： 償還期間10年以内 0.36%、11年以上20年以内 0.62% （令和2年6月1日現在） ・保 証 人： 不要 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> <p>死亡時一括償還型融資の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 融 資 限 度 額： 1,000万円（住宅部分の工事費が上限） 金 利： 0.86% 保 証 人： （一財）高齢者住宅財団による保証 </div> <p>その他の要件は住宅金融支援機構ホームページを参照 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html</p>
マンション 管理組合向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融 資 限 度 額： 500万円/戸（共用部分の工事費が上限） ・金 利： 償還期間10年以内0.42%、11年以上20年以内 0.68% （令和2年6月1日現在） ・保 証 人： 必要 ※上記は（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合 <p>その他の要件は住宅金融支援機構ホームページを参照 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html</p>